

令和 7 年度公益財団法人国際湖沼環境委員会事業計画

公益財団法人国際湖沼環境委員会(ILEC)は、2022 年 3 月に開催された第 5 回国連環境総会(UNEA5)において「持続可能な湖沼管理」(Sustainable Lake Management: SLM) 決議が採択され、また、2024 年 12 月に開催された第 79 回国連総会において「世界湖沼の日」(World Lake Day: WLD) の制定決議が採択されたことを受け、WLD 制定を契機に、国際社会における SLM 実現に向けた統合的取組の更なる進展に向け、令和 7 年度においては統合的静水・流水流域管理(ILLBM)の基本的考え方の更なる深化や先進事例の分析などを通じ、科学的知見の集約を図り、国際社会への貢献を進めるとともに、7 月に第 20 回世界湖沼会議(WLC20)、8 月に制定後初となる WLD での記念イベント、これらに向けた国際コロキウム、国際ウェビナーの開催を軸として次の事業を展開する。

「科学的知見の集約」では、科学委員会において ILLBM の基本的考え方の深化に向けた議論を進めるほか、第 1 回 WLD に開催が予定される制定記念イベントにおいて、国際政策の枠組みにおける SLM の主流化に向け、第 20 回世界湖沼会議(WLC20)の宣言文の報告など、情報の共有・発信に取り組む。

「国際協力の推進」では、WLC20 において、WLD を契機として世界規模で SLM の実現を促進する内容を盛り込んだ宣言書の採択に注力するとともに、この取組に繋げる専門家等の議論の深化に向け、国際ウェビナーや国際コロキウムを開催する。加えて、ネパール・マレーシアの政府機関等と連携した湖沼環境保全活動など、国内外関係機関との連携に取り組む。

また、「人材育成・能力向上」については、新たな研修プログラムの立案と人材育成教材の改訂を進めるほか、滋賀県、滋賀大学との協働によるニカラグア・マナグア湖を対象とした環境教育事業、環境省からのインドネシア湖沼水質改善技術協力事業に取り組む。

さらに、「普及啓発事業」では、滋賀県からの委託を受け、若者世代が国際的な湖沼の課題に関する議論に関わる機会を創出する WLD 次世代育成事業に取り組む。

なお、内閣府により認定されている公益目的事業区分に従う事業計画は以下のとおりである。

公益目的事業

I. 世界の湖沼保全のための基盤事業

1. 科学委員会活動運営事業

ILEC 科学委員会の第 15 期体制を始動し、WLC20 への積極的な貢献を行うとともに、その機会に科学委員会総会を開催し、ILLBM の基本的考え方の深化に向けた議論を進める。

また、UNEP 等国际機関と連携し、Green Book (GEF レポート) および湖沼管理者向けガイドラインシリーズの改訂を進めるほか、科学委員会のフェロー・アソシエイト制度の導入により体制の強化を図る。

2. 世界湖沼会議企画協力事業

(1) 第 20 回世界湖沼会議の開催

2025 年 7 月にオーストラリア・ブリスベンにて WLD 制定後初となる世界湖沼会議（WLC20）を「湖沼の声：統合的流域管理をめざして」をテーマに、グリフィス大学との共催により開催する。特に、WLD 制定を契機とし、更なる SLM 推進に向けた湖沼流域管理に関する国際的な取組を議論する国際コロキウム、若者の湖沼保全活動やアイデアを発信するユースセッションおよび WLD 制定記念セッションを実施する。

また、滋賀県の委託を受け、「WLD 次世代育成事業」として、WLC20 ユースセッションへの同県の高校生の参加支援も行う。

加えて、20 回目を迎える WLC の長年の成果を踏まえ、これまでの WLC 開催経緯を紹介する動画プログラムを作成する。

(2) 第 21 回世界湖沼会議の開催地への支援

第 21 回世界湖沼会議開催候補地に対し、これまでの経験や科学委員からの意見を基に適切に助言し、開催に向けた支援を行う。

3. 世界湖沼データベース・知識ベース整備事業

ILEC が保有する知的財産である世界湖沼データベース、知識ベースシステム LAKES および国際越境水域評価プログラム（TWAP）ポータルサイトにつき、公開データの保守管理を行う。

4. 湖沼保全活動広報啓発事業

世界の湖沼環境保全活動に関する情報提供および広報活動として、ニュースレター73号（日・英）および WLC20 の特集号（Web 版）を発行するほか、ILEC 活動の認知の向上を図るためホームページでの広報を中心に、メールマガジン、Facebook、Linkedin および Instagram により活動の見える化を推進する。

さらに、WLD の広報活動として、大阪関西万博の関西パビリオンにおいて、WLD に関する啓発を目的とした出展事業を行う。

II. 湖沼流域管理等研修事業

1. 統合的流域管理研修事業

(1) 地域別フォローアップ・ハイブリッド型研修案件の形成

JICA 課題別研修「水資源の持続可能な利用と保全のための統合的湖沼・河川・沿岸流域管理」コースの後継プログラムとして、ILLBM の基本的概念に基づく「琵琶湖・淀川・大阪湾を例とした湖を含む Source to Sea」をテーマとした、新規研修プログラムの案件形成および湖沼プロジェクト実施国における現地ワークショップ開催等について JICA との協議を進める。

(2) シラバス改訂

ホームページ上で公開している Training Material サイトにつき、モジュールのナビゲーション動画の追加作成や動画の修正など情報の充実に向けた改訂を進める。

(3) JICA Alumni 会合の開催等

2024 年度 JICA 課題別研修の履修生の活動報告会をオンラインにて実施する。

また、これまで実施してきた JICA 課題別研修の記録を研修履修生や研修講師の協力を得て作成し、新規研修プログラム案件の形成に繋げる。

2. 環境教育等研修事業

(1) 企業・学校教育機関・地方自治体等と連携した環境教育事業

地域の活性化を通じた持続可能な地域社会の創造への貢献として、ILEC の知見を活かし、企業、学校教育機関および地方自治体等と連携した環境教育事業やグローバル人材育成を継続的に実施していく。

(2) JICA 草の根技術協力事業

ニカラグア・マナグア湖を対象に、現地での持続可能で質の高い環境教育と多様な主体の連携による環境保全活動の実施を目標とした JICA 草の根技術協力事業を、滋賀県および滋賀大学との協働により実施する。

3. インドネシア湖沼水質改善技術協力事業

環境省から委託を受け、引き続きインドネシア中央政府および地方州政府行政官等を対象としたインドネシアにおける湖沼水質改善のための技術協力業務を実施する。

III 国際機関との共同連携による統合的湖沼流域管理推進事業

1. UNEP 共同協力事業

(1) 協力協定に基づく国際的取組

WLD の制定も相まって広範化しつつある SLM 課題へ対応するため、統合的湖沼流域管理 (ILBM) 概念の構築指針として活用してきた Green Book を UNEP および協力機関と連携し改訂を進めるとともに、それを活用した新たな研修シラバスの開発を進める。これに伴い、これまで科学委員と共に長年協力を得てきた JICA 研修の日本人講師にも協力を仰ぐ形での国際プロジェクトとして、UNEP との協力協定への反映を調整していく。

また、7 月に開催する WLC20 や国際コロキアムの議論に繋げるため、国内外の専門家が流域治水・利水・環境保全の歴史、実践例、課題を共有し、将来の流域ガバナンスを議論する国際ウェビナーを開催する。

(2) 統合的静水・流水流域管理 (ILLBM) 概念に基づく SLM/WLD 推進プロジェクト

ILLBM の基本的概念を深化させていくため、琵琶湖・淀川・大阪湾やラグナ湖および流出入河川、マニラ湾などのアジア事例とともに他大陸事例へ応用し、ILLBM の基本的考え方の国際社会への浸透に向けた新たな展望を開くため、UNEP を含む国際機関、国際学会などを交えて概念の深化や多様な分析手法の検討を進める。

2. ILBM 国際連携推進・普及啓発事業

制定後初となる WLD にニューヨークで開催が予定されている「WLD 制定記念イベント」に参加し、WLC20 での「ブリスベン宣言」の報告や ILLBM アクションの提案を行うほか、UNEP 等との共同プロジェクトの具体化に向けミーティングを実施する。

また、アジア湖沼国における「住民の生態系サービス共有価値評価 (PESSVA)」手法の普及と本手法と ILBM を融合した ILBM-PESSVA 手法の開発について、地球環境基金の助成金を得て 3 年間の事業を実施する。1 年目となる 2025 年度は、ネパールにおいてワークショップ等を実施し、湖沼管理手法や調査手法の導入と PESSVA の普及に取り組む。また、マレーシアでは、ILBM を活用した評価手法を組み込むガイドラインの作成を進める。

法人会計

1. 公益財団法人運営業務

公益財団法人に関する法令等を遵守し、適正な財団運営に努める。

また、財務基盤の改善に向け光熱水費をはじめとする固定費等削減などの取組を引き続き進めていくとともに、寄付金獲得による活動等財産運営に必要な財源の充実を目指す。

さらに、今後公益目的事業の円滑な推進を図るため、外部資金の獲得に努めていく。

2. 琵琶湖博物館別館（旧 UNEP センター）施設管理運営事業

滋賀県から委託を受け、琵琶湖博物館別館（旧国連環境計画国際環境技術センター）の敷地（面積 12,719 m²）と建物（延面積 3,018 m²）の適切な維持管理を実施する。